

高松市議会手話通訳実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、聴覚、音声又は言語機能に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）に対して手話通訳を行うことにより、聴覚障害者等に開かれた議会を実現するために定めるものとする。

(手話通訳の実施会議)

第2条 手話通訳を行う会議は、公開されている本会議又は委員会とする。

(手話通訳対象者)

第3条 手話通訳の対象者は、聴覚障害者等で前条の会議の傍聴を希望する者とする。

(手話通訳の申込み)

第4条 手話通訳による会議の傍聴を希望する者は、手話通訳申込届出書（別記様式）に必要事項を記入し、傍聴しようとする会議が開かれる日の原則5日前（土曜・日曜・祝日は参入しない。）までに議長に提出しなければならない。

(手話通訳の変更及び取り消し)

第5条 手話通訳の申込みの内容を変更及び取り消しする場合は、手話通訳変更・取り消し届出書（別記様式）に必要事項を記入し、傍聴予定日の前日までに議長へ提出しなければならない。

(手話通訳者の配置)

第6条 議長は、前項の申込書を受理したときは、通訳に必要な人員を傍聴席に配置するものとする。ただし、やむをえない理由により配置できないときは、速やかにその旨を利用者に通知しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本会議及び委員会の傍聴に関しては、高松市議会傍聴規則及び高松市議会委員会傍聴取扱要領によるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年6月23日から施行する。